

公立大学法人岩手県立大学業務方法書

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則(平成17年1月28日岩手県規則第1号)第2条の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学(以下「法人」という。)の業務方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により岩手県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（大学の設置及び運営）

第3条 法人は、岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部を設置し、これを一体的に運営するものとする。

2 法人は、実学実践の教育・研究を通して人材の育成と地域社会への貢献をする大学運営を行うものとする。

（学生支援）

第4条 法人は、すべての学生がいきいきして有意義な学生生活を過ごすことができるよう、担当教職員による修学、進路選択及び学生生活に関する相談その他の援助を行うとともに、専門職員による心身の健康等に関する相談その他の援助を行うものとする。

（受託研究等）

第5条 法人は、法人以外の者の依頼に応じて研究を受託し、又は、法人以外の者と共同で研究を行うことができる。

2 法人は、前項の業務を行おうとするときは、その相手方と契約を締結するものとする。

3 法人は、法人以外の者と連携して教育研究活動を行うものとし、また、そのために必要な取り決め等を締結することができる。

（学習機会の提供）

第6条 法人は、教育・研究の成果の還元による地域社会への貢献を目指し、地域社会と密接に連携して県民の学習ニーズや地域の団体・産業界のニーズを把握しながら、公開講座の開設、社会人に対する専門教育の実施等により、学生以外の者に対し、幅広く学習の機会を提供するものとする。

（成果の普及等）

第7条 法人は、刊行物の発行、発表会の開催、知的財産権の実施許諾及び譲渡、その他最も適当と認められる方法により、研究の成果の普及及び活用の促進を行うものとする。

(附帯事業)

第 8 条 法人は、第 3 条から前条までに掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

(業務の委託)

第 9 条 法人は、その業務の一部を委託して実施することが効率的かつ効果的であると認めるときは、当該業務を委託することができる。

(委託契約)

第 10 条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、当該委託業務に関し、業務の内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法、その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が少額である場合は、これを省略することができる。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第 11 条 法人は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結するときは、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

2 前項の指名競争入札又は随意契約は、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他別に定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(その他の業務の方法)

第 12 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。